

生活環境の保全に関する環境基準

河 川（湖沼を除く）

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL 以下
A	水道 2 級・水産 1 級 水浴及び B 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下
B	水道 3 級・水産 2 級 及び C 以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN /100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄 に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/L 以上	-
測定方法		規格 12.1 に 定める方法又は ガラス電極を用 いる水質自動 監視測定装置 によりこれと 同程度の計測 結果の得られ る方法	規格 21 に定 める方法	付表 9 に掲げ る方法	規格 32 に定 める方法又は 隔膜電極を用 いる水質自動 監視測定装置 によりこれと 同程度の計測 結果の得られ る方法	最確数による 定量法

備考 1 基準値は、年間平均値とする。

備考 2 農業水利点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼ ンスルホン酸及びそ の塩
生物 A	イナ,カヌ等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち, 生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ,ワ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち, 生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
測定方法		規格 53 に定める方法 (準備操作は規格 53 に定める方法によるほか, 付表 10 に掲げる方法によることができる。また, 規格 53 で使用する水については付表 10 の 1(1)による。)	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法

備考 1 基準値は, 年間平均値とする。(湖沼, 海域もこれに準ずる。)

湖沼(天然湖沼及び貯水量 1,000 万m³ 以上であり,かつ,水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級・水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL 以下
A	水道 2, 3 級・水産 2 級 水浴及び B 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下
B	水道 3 級・工業用水 1 級農業用水及び C の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5mg/L 以上	-
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/L 以上	-
測定方法		規格 12.1 に 定める方法又は ガラス電極を用 いる水質自動 監視測定装置 によりこれと 同程度の計測 結果の得られ る方法	規格 17 に定 める方法	付表 9 に掲げ る方法	規格 32 に定 める方法又は 隔膜電極を用 いる水質自動 監視測定装置 によりこれと 同程度の計測 結果の得られ る方法	最確数による 定量法

備考 水産 1 級, 水産 2 級及び水産 3 級については, 当分の間, 浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- 注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2,3 級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作, 又は, 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1 級: ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級: サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級: コイ, フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水 1 級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級: 薬品注入等による高度の浄水操作, 又は, 特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
Ⅱ	水産 1,2,3 級 (特殊なものを除く。) 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級 (特殊なもの) 及びⅣ以下の欄に 掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
測定方法		規格 45.2, 45.3 又は 45.4 に定める方法	規格 46.3 に定める方法

備考 基準値は、年間平均値とする。

水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)

3 水産 1 級：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

水産 2 級：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等の水産生物用

5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イナ,カヌ等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち, 生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	イ,カ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち, 生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
測定方法		規格 53 に定める方法 (準備操作は規格 53 に定める方法によるほか, 付表 10 に掲げる方法によることができる。また, 規格 53 で使用する水については付表 10 の 1(1)による。)	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法

海域

ア

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL以下	検出され ないこと
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出され ないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—
測定方法		規格 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 17 に定める方法（ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法）	規格 32 に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	付表 13 に掲げる方法
備考：水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。						

備考 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1級： マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級： ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
Ⅱ	水産1種・水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
Ⅳ	水産3種・工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下
V	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
測定方法		規格 45.4 に定める 方法	規格 46.3 に定める方法

備考1 基準値は、年間平均値とする。

備考2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1級： 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。

水産2級： 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。

水産3級： 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。

3 生物生息環境保全：年間を通じて底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	項目 水生生物の生息状況の 適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼ ンスルホン酸及びそ の塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生 生物の産卵場（繁殖場）又 は幼稚仔の生育場として特 に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下
測定方法		規格 53 に定める方 法（準備操作は規格 53 に定める方法によ るほか、付表 10 に掲 げる方法によること ができる。また、規 格 53 で使用する水 については付表 10 の 1(1)による。）	付表 11 に掲げる 方法	付表 12 に掲げる 方法